

情報公開請求に関する補足説明書

- CBT が単なるデジタル化にとどまることなく、「誰一人取り残さない教育」を実現するためのアクセシビリティ向上に繋がることを強く期待しています。視覚障害や発達障害など多様なニーズを持つ児童生徒に対して公平な評価機会を確保するために CBT のアクセシビリティはぜひ必要です。これは社会的に非常に高い関心が寄せられている喫緊の課題であり、障害者差別解消法により合理的配慮の提供が義務化された現在、教育機関や試験実施主体にはその対応が強く求められています。
- 今回の情報公開請求は、全国学調においてアクセシビリティがどこまで達成されているかを検討するためのものです。この検討には、CBT 問題データが不可欠だと認識しています。
- 情報公開法第 2 条で定義される『行政文書』には、CBT 問題データ（QTI XML 文書、画像、スタイルシート等）も含まれると考えます。本請求における CBT 問題とは、表示結果ではなく、問題定義を構成する QTI XML 文書、画像、スタイルシート等を意味します。
- なお、2025 年度全国学調の理科問題 PDF はすでに国立教育政策研究所のサイト等で公開済みであり、問題そのものについてはもはや秘密ではありません。
- 本請求は、個人情報、セキュリティ、犯罪予防等を目的とした不開示事由には該当しないことを第 5 条各項を逐条的に検討したうえで確認済みです。いくつかの項についての検討結果を次に示します。
 - 第 5 条一号は個人情報に関するものです。しかし、請求対象は個人情報を一切含まない構造定義ファイルです。
 - 第 5 条二号は法人情報に関するものです。しかし、請求対象は、公費によって作成された標準仕様に基づく成果物であり、法人の秘密情報や営業上の機密に該当しません。
 - 第 5 条六号（イ）は、試験等の適正な遂行に関するものです。
 - 出題内容はすでに国立教育政策研究所のサイトから PDF として公開済みですし、同じ問題が翌年度以降に再利用されることはありません。
 - 請求している情報公開が全国学調における不正を助長することはありません。CBT 問題の電子データは公開仕様にしたかった宣言的なものであり、試験の実行時にどう解釈されるか、表示されるか、解答入力を受け取るかの手続き的な記述は含まれていません。不正を行うなら、MEXCBT のベースである TAO（オープンソース）を解析する方が遥かに容易です。CBT 問題をどう解釈するか、表示するか、解答入

力を受け取るかの手続きは、すべて TAO のソースコードに記述されています。

- CBT 問題に付随する JavaScript プログラムは非開示でも構いません。
- 本請求が拒否された場合は、異議申立てや行政訴訟など、正当な法的手段も検討いたします。